

決議案第 2 号

市長を主体とした職員の綱紀粛正及び服務規律の確保を求める決議

本市においては、たび重なる職員の不祥事に対し、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を平成 24 年 4 月に施行するとともに法令遵守のための組織体制を整備し、各所属において職場研修を実施するなど職員の綱紀粛正と服務規律の確保を目指してきたところである。しかし、本年に入っても教職員を含め職員による不祥事が立て続けに発覚し、市民の信頼回復はおろか、むしろ市民に深い疑念と不信の念を抱かせる事態となっていることは、誠に遺憾である。

すべて公務員は、全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託にこたえ得る高い倫理観と使命感をもってその職にあたるべきところ、こうした一連の不祥事によって職の信用を傷つけることは、公務員としての責任と自覚が著しく欠如していることの表れである。特に、市長をはじめとした管理監督の地位にある者は、管理監督責任を十分に自覚し、不祥事が発生した場合には、自ら率先して市民の信頼を回復するための対策を講じ、組織の規律を保つとともに市民に対する説明責任を果たさなければならないものである。

そうした中、越市長は、11 月 5 日の定例記者会見で職員の不祥事が続いていることに関して、「もう失うべき信頼も残っていない。市役所の自浄作用に期待するのは限界がある」と述べたと報道された。

越市長のこうした言動は、真面目に職務に精励する多くの職員と市民に不信と不安を与えるものであり、いまこそ地方公共団体たる大津市の最高責任者である市長自らが先頭に立ち、主体的に不祥事の再発防止に向けた対策を講じると宣言し、職員一人ひとりの自覚のもとに自浄作用を働かせなければならない。

よって、市議会は、越市長に対し、市長は大津市の最高責任者であって、全職員の最高管理監督責任者であることを厳粛に受け止め、自らが主体となって職員の綱紀粛正及び服務規律の確保を図るための措置を講じること、また、職員が自浄作用を発揮できる不祥事防止対策を市長と補助執行職員が一丸となって講じ、市民に対する説明責任を果たすことを強く求める。

以上、決議する。

平成 25 年 11 月 12 日

大 津 市 議 会